

平成 27 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 2 回定例会会議録

平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会会議録

平成27年8月26日（水）午前10時開会

出席議員 13人

1番	釘	丸	久	子
2番	石	井	芳	隆
3番	沼	田	幸	一
4番	高	田		浩
5番	寺	岡	まゆ	み
6番	高	橋		豊
7番	田	口	孝	男
8番	鈴	木	一	之
9番	鳥	羽		清
10番	小	林	敬	子
11番	木	下	眞樹	子
12番	藤	田	義	友
13番	川	瀬	正	行

欠席議員 なし

説明のための出席者

管	理	者	小	林	常	良
副	管	者	小	野		豊
副	管	者	大	澤	明	夫
会	管	者	霜	矢	宏	美
会	計	者	小	島	惠	治
事	計	長	吉	村	直	幸
事	務	長	三	崎	俊	夫
	局	長	庄	橋	雅	一
	次			司		

事務局出席者

書	記	山	口	美	千	代
書	記	小	瀬	村	伸	一

議 事 日 程

- 1 議長の選挙
- 2 議席の指定
- 3 会期の決定
- 4 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 5 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	藤 田 義 友	(1) 最終処分場について ア 最終処分場の整備時期について (ア) 平成27年度の施政方針の中で、その整備時期等を慎重に検討していくとあるが、どう対応を行っているのか。 イ 最終処分場を整備するために清川村が行ってきた用地等の費用について (ア) 清川村が支出した用地取得費及び地元対策費並びに地元対策事業について、今後どのように対応を考えていくのか。	8
2	寺 岡 まゆみ	(1) 厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の見直しについて ア ごみ焼却処理方式の変更について (ア) 経緯と影響は。 (2) ごみ中間処理施設について ア 敷地面積について (ア) 見直しによる影響と課題は。 (3) 最終処分場について ア 今後の進め方について (ア) 清川村予定地の今後及び地元対策事業についての方向性は。	9
3	石 井 芳 隆	(1) 厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の見直しについて ア ごみ焼却処理方式について (ア) 広域化実施計画策定時から今日までに計画変更された内容と経緯は。また、今後の進め方は。 イ 最終処分場施設整備計画について (ア) 事業見直しについての経緯と今後の考えは。 (2) ごみ中間処理施設について ア 大規模災害に備えた施設整備の方針について (ア) 拡張部分の整備内容と今後の進め方は。	15

- 6 報告第1号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費精算報告について
- 7 議案第5号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について
- 8 議案第6号 監査委員の選任について
- 9 議員派遣について

議 長 諸 報 告

- 4月13日 落合圈二議員、岩澤敏雄議員から組合議会議員辞職願が提出され、4月30日付けで許可した。
- 同 日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 4月23日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（3月分）
- 5月1日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 5月7日 議会運営委員会委員の選任について、清川村選出議員の藤田義友議員を指名した。
- 5月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（4月分）
- 6月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（5月分）
- 7月13日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 7月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（6月分）
- 8月3日 平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 8月7日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 同 日 議会運営委員会委員の選任について、厚木市選出議員の石井芳隆議員、高田浩議員、寺岡まゆみ議員、高橋豊議員を指名した。
- 8月10日 議会運営委員会委員長から、平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、答申があった。
- 8月14日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会招集通知があった。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会提出議案の送付があった。
報告第1号 1件
議案第5号 1件
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。
- 8月20日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会追加提出議案の送付があった。
議案第6号 1件

本日の付議事件

- 1
- ↳ 議事日程に同じ
- 3

日程
追加 副議長辞職の件

日程
追加 副議長の選挙

4
く 議事日程に同じ
9

○鳥羽 清副議長 皆さん、おはようございます。副議長の鳥羽でございます。議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、暫時、私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、厚木市議会選出議員及び清川村議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○鳥羽 清副議長 日程1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって副議長が指名することに決定いたしました。

議長に沼田幸一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました沼田幸一議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました沼田幸一議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、新議長からご挨拶があります。

○沼田幸一新議長 皆様、おはようございます。ただいま皆様のご推挙によりまして、議長に就任させていただきました厚木市議会の

沼田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、当組合は、ごみ処理広域化の使命を担い、平成16年4月に設立され、12年目を迎えているわけですが、社会情勢が大きく変化していく中において、組合の事業についても大きな節目の時期を迎えているものと認識しております。組合議会といたしましても、いろいろな角度から慎重な審議を重ねていく所存でありますので、議員の皆様方、そして理事者の皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鳥羽 清副議長 以上で私の議長としての務めが終わりましたので、新議長と交代いたします。

それでは沼田幸一議長、議長席にお着きください。

(沼田議長、議長席に着く)

○沼田幸一議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

○沼田幸一議長 日程2「議席の指定」を行います。

厚木市議会及び清川村議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

○山口美千代書記 朗読いたします。

- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 釘丸久子議員 |
| 2番 | 石井芳隆議員 |
| 3番 | 沼田幸一議員 |
| 4番 | 高田 浩議員 |
| 5番 | 寺岡まゆみ議員 |
| 6番 | 高橋 豊議員 |
| 7番 | 田口孝男議員 |
| 12番 | 藤田義友議員 |
| 13番 | 川瀬正行議員 |

以上でございます。

○沼田幸一議長 ただいま朗読いたしました

とおりの議席を指定いたします。氏名標をお立て願います。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。鈴木一之議員、小林敬子議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

○沼田幸一議長 日程3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

(鳥羽清副議長退席)

午前10時07分 開議

○沼田幸一議長 再開いたします。

ただいま鳥羽清副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、議題とすることになりました。

○沼田幸一議長 「副議長辞職の件」を議題といたします。

まず、その辞職願を書記に朗読させます。

○山口美千代書記 朗読いたします。

「 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成27年8月26日

厚木愛甲環境施設組合議会副議長

鳥羽 清^印

厚木愛甲環境施設組合議会議長殿 』

以上でございます。

○沼田幸一議長 お諮りいたします。鳥羽清副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって鳥羽清副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

(鳥羽清議員復席)

○沼田幸一議長 お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○沼田幸一議長 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

副議長に川瀬正行議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました川瀬正行議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました川瀬正行議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました川瀬正行議員が議場におられますので、本席から会議規則第31

条第2項の規定により告知いたします。

それでは、新副議長からご挨拶があります。

○川瀬正行新副議長 おはようございます。ただいま議員の皆様方にご推挙いただきまして、副議長の要職を務めさせていただくことになりました川瀬でございます。

現在、厚木愛甲環境施設組合では、ごみ処理広域化実施計画の改定作業を初め事業の見直しに取り組んでおられるとお聞きしておりますが、そういった状況の中で組合議会の副議長を拝命し、責任の重さを感じているところでございます。今後は沼田議長を補佐し、組合議会の円滑な運営に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○沼田幸一議長 前副議長からご挨拶があります。

○鳥羽 清前副議長 副議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

副議長在任中には、皆様方の温かいご支援とご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。1年間という期間ではありましたが、議長の補佐役として、組合の発展のため、また、円滑な議会運営のため、精いっぱい務めさせていただきました。皆様に心から御礼を申し上げるとともに、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。退任の挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○沼田幸一議長 日程4「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付してありますとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○沼田幸一議長 日程5「一般質問」を行います。

通告に従い順次質問を許します。藤田義友議員。

○12番 藤田義友議員 皆さん、おはようございます。私は、清川村の組合議員として一般質問をさせていただきます。

最終処分場について、村は、組合との合意である最終処分場の建設を進めることになり、現在まで、用地の取得、地元対策を進めてきましたが、当初の計画が突然変更されました。そのことについてお伺いをいたします。

(1) 最終処分場について

ア 最終処分場の整備時期について

(ア) 平成27年度の施政方針の中で、その整備時期等を慎重に検討していくとあるが、どう対応を行っていくのか。

イ 最終処分場を整備するために清川村が行ってきた用地等の費用について

(ア) 清川村が支出した用地取得費及び地元対策費並びに地元対策事業について、今後どのように対応を考えていくのか。

よろしくお祈りいたします。

○小林常良管理者 ただいま藤田義友議員から、最終処分場について、最終処分場の整備時期について、平成27年度の施政方針の中で、その整備時期等を慎重に検討していくとあるが、どう対応を行っていくのかのお尋ねでございますが、本年3月の定例会において、新たなごみ中間処理施設には、焼却灰を溶融処理するための施設の設置は見合わせ、民間事業者の活用により焼却灰自体を資源化する方針を表明させていただき、溶融施設で生成されるスラグ等の埋め立てを計画していた最終処分場につきましては、その整備時期等を慎重に検討することといたしました。今後につきましては、この方針のもと、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改定作業を進め、今後の焼却灰の資源化状況等を見きわめながら、最終処分場の整備時期等を検討して

まいります。

次に、最終処分場を整備するために清川村が行ってきた用地等の費用について、清川村が支出した用地取得費及び地元対策費並びに地元対策事業について、今後どのように対応を考えていくのかとのお尋ねでございますが、計画変更の方針を決定するに当たり、清川村からは、既に取得済みの最終処分場用地の件を初め、地元対策事業などについてご提案をいただいております。このたび、現在の予定地での最終処分場の整備は中止する決定をいたしましたことから、早急に組合の連絡調整会議を開催し、協議をしてまいりたいと考えております。

○12番 藤田義友議員 では、管理者から答弁がありましたけれども、再質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

1つ目としまして、見直しの具体的な内容についてもう少し詳しくお願をしたいと思います。

2つ目としまして、今後、清川村と地元協議を行っていくということですが、具体的なスケジュールはどのように考えられているのか、よろしくお願いたします。

○三橋俊夫事務局長 近年、焼却炉のダイオキシン対策や焼却灰の資源化技術など、民間のごみ処理技術に関する革新がございました。ごみ中間処理施設から出ます焼却灰につきましては、熔融処理をすることなく資源化を図ることが可能となりました。このような廃棄物処理を取り巻く社会情勢の中、ごみ中間処理施設整備検討委員会から、中間処理後に出る残渣（焼却灰）は極力全量資源化することが望ましいとの意見がございました。環境負荷の低減並びに資源循環性、経済性などさまざまな検討を行い、ごみ中間処理施設に設置する予定でございました熔融施設の設置を見合わせ、熔融施設で生成されるスラグ等の埋め立てを計画しておりました最終処分場につきましては、その整備時期等を慎重に検討していくとの計画変更の方針に至ったものでございます。

次に、最終処分場の今後の計画、方向性に

つきましてご説明いたします。現在、最終処分場計画につきましては、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の中では、平成28年度稼働を目指し、整備を進めることになっておりますが、計画変更の方針のもと、今後進めます同実施計画の改定作業の中で、規模や施設内容及びスケジュールなどの最終処分場に関する記載はなくなる予定です。しかしながら、8月20日の全員協議会でもご説明いたしました。現計画地での最終処分場整備中止の決定をした際に3市町村で合意した事項に、平成15年11月4日付一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する合意書第17条に定める施設配置は当面変更しないとありますように、最終処分場の計画は完全になくすのではなく、今後の焼却灰の資源化状況を見きわめながら、最終処分場の必要性も含め、検討していきたいと考えております。

○12番 藤田義友議員 再々質問をさせていただきます。細部につきまして、どうもありがとうございました。

このような状況になったのは、中間処理施設の建設がおくれたのが最大の原因ではないか。計画どおり進めていけば、最終処分場が中止になることはなかったのではないか。清川村は、この計画が始まるということで、今後のごみ処理について厚木市にお世話になるのだから、どんなことがあっても最終処分場の建設を実現させるのだと、村長、議会、村民が一体となって一生懸命取り組んでまいりました。どうか、厚木市長、厚木市議会、厚木市民の皆さんにお願いたします。清川村ができたわけですから、ぜひ厚木市は一体となって中間処理施設が建設できるよう心からお願いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○沼田幸一議長 寺岡まゆみ議員。

○5番 寺岡まゆみ議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成16年4月に、厚木市、愛川町、清川村の3市町村のごみ処理広域化を目指して組合が設立され、ごみを焼却する中間処理施設は

厚木市内で担い、熔融スラグを埋め立てる最終処分場は清川村、愛川町が交互に設けていくという申し合わせのもとスタートいたしました。中間処理施設について、厚木市では、候補地の選定をしたものの、地元地域の反対等により撤回し、新たに候補地を選定することとなり、平成25年11月に金田地区を建設予定地に決定いたしました。その間、約10数年、ごみ処理技術の革新的な改革や、東日本大震災を受けて、廃棄物処理施設に対する国の考え方の方針転換などにより、本組合の当初の計画は大きく方向転換せざるを得ない状況となりました。

焼却灰については、熔融処理せず民間委託し、全量資源化する方向が示され、それにより最終処分場の必要性も問われることとなりました。また、中間処理施設は、災害廃棄物などの一時保管場所などをあわせ、当初計画の約3倍の敷地の整備を行う旨、今月6日、組合正副管理者会議において合意され、各議会にも報告がされたところであり、これらの変更点3点について詳しく経緯をお伺いするとともに、今後に与える影響と進め方についてお尋ねをいたします。

(1) 厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の見直しについて

ア ごみ焼却処理方式の変更について

(ア) 経緯と影響は。

(2) ごみ中間処理施設について

ア 敷地面積について

(ア) 見直しによる影響と課題は。

(3) 最終処分場について

ア 今後の進め方について

(ア) 清川村予定地の今後及び地元対策事業についての方向性は。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○小林常良管理者 ただいま寺岡まゆみ議員から、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の見直しについて、ごみ焼却処理方式の変更について、経緯と影響はとのお尋ねでございますが、現在の厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画では、ごみ中間処理施設には熔融施設を設置し、焼却灰は熔融することとなっております。

しかしながら、近年における民間のごみ処理技術の革新など、廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化があり、さまざまな検討の結果、熔融施設の設置は見合わせ、焼却灰は民間事業者の活用により全量資源化する計画変更の方針を本年3月の定例会において表明したところでございます。このごみ焼却処理方式の変更により焼却灰は資源化いたしますので、環境面では循環型社会の形成に寄与することになります。また、熔融施設などを設置しないことにより、財政面でも大きなメリットがあると考えております。

次に、ごみ中間処理施設について、敷地面積について、見直しによる影響と課題はとのお尋ねでございますが、今回の敷地拡張の目的は、東日本大震災の経験から国が示した指針に従い、災害廃棄物一時保管場所を確保することにありますので、大規模災害に備え、3市町村で必要な場所として位置づけ、積極的にごみ中間処理施設と一体的に整備してまいります。

なお、この場所は、もともと神奈川県が計画していた公園区域でもありましたことから、日常的には、地元の皆様を初め3市町村の住民の皆様がご自由にお使いいただける緑地として整備する予定です。今後につきましては、敷地面積が当初の約1.8ヘクタールから約5.6ヘクタールになりますことから、地権者を初め地元関係者のご理解をいただくことが課題と認識しております。

次に、最終処分場について、今後の進め方について、清川村予定地の今後及び地元対策事業についての方向性はとのお尋ねでございますが、先ほど藤田議員にもお答えしましたとおり、計画変更に当たり、清川村からご提案をいただいておりますので、今後、組合の連絡調整会議で協議してまいります。

○5番 寺岡まゆみ議員 ありがとうございます。私はこの8月から組合の議員になりましたので、前回の3月議会において小林議員も幾つかご質問されていたのですが、まず、焼却処理方式の変更についてお伺いするのですが、変更の経緯についてお伺い

したいと思います。

○三橋俊夫事務局長 まず、平成26年3月に最終処分場実施設計の中間報告がございました。この中間報告によりますと、建設費が約56億円になることを聞きました。平成22年12月の厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画改定の際の概算ではおよそ44億円でした。なぜこれほど高額になってしまうのか、単価等についてコンサルタントによく見直しをさせましたが、東京オリンピックを控えておりますので、逆にこれからも建設費はさらに上昇するとのことでした。

ごみ中間処理施設につきましては、ごみ中間処理施設整備検討委員会で、現在、焼却方式や配置計画などについて検討しているところですが、平成26年4月23日に開催されました第2回同検討委員会におきまして、焼却方式は、これまで組合が検討してきた熔融3方式のほかに焼却のみの方式を加え、中間処理後に出る残渣、焼却灰につきましては、極力全量資源化することが望ましいとのご意見をいただきました。

昨年、年度当初にこのようなことがございまして、改めて周辺自治体のごみ処理方式を調査しますと、民間のごみ処理技術の革新によりまして、焼却灰は熔融せず、焼却灰のまま民間業者に引き渡し、資源化する方法が確立されておりました。現在は多くの自治体がこの方式により焼却灰の全量資源化を行っております。また、熔融炉が既に設置されております自治体の中には、燃料費や維持管理費などの運営コストの問題から、熔融炉の稼働を中止いたしまして、民間委託に切りかえるところが多く出てきております。廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変わりましたことを実感しながら現在の実施計画を考えますと、焼却灰を熔融する必要があるのか、資源化可能な熔融スラグをごみとして埋めてしまっよいか、多くの自治体が行っているように、焼却灰は民間委託で全量資源化したほうが循環型社会に貢献できるのではないかなという疑問が湧きました。

さまざまな検討を行いました結果、焼却灰

を熔融する施設の設置を見合わせ、民間委託により焼却灰を全量資源化する方針といたしました。また、熔融施設で生成されるスラグ等の埋め立てを計画していた最終処分場につきましては、その整備時期等を慎重に検討する計画変更の方針を、昨年、平成26年11月5日に正副管理者の協議で決定し、平成27年3月の組合議会定例会におきまして、施政方針として表明した次第でございます。

○5番 寺岡まゆみ議員 ごみ中間処理施設整備検討委員会のほうから平成26年4月にご意見があって、そこから組合のほうでさまざまな調査をしたということなんですけれども、私はどうしても、もっと熔融炉について——その当時、既に何年か前から全国的には、事故のことだとか、コストが非常に高いといった点から設置の見合わせをしている場所等がふえておりました。稼働してから1年くらいたって既に稼働をやめてしまっているようなところもございました。そういうことを鑑みましても、当組合の検討委員会の意見が平成26年ということですけども、それ以前にやはり疑問というか、熔融施設を設けることに関して、そしてまた、ごみとして埋めるのではなくて、やはり環境面からいっても資源として再生できるということを考えて、その辺は平成26年以前に計画変更というか、いろいろな意見がもまれるような場があってもよかったのではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 民間のごみ処理技術の革新など、廃棄物処理を取り巻く社会情勢が大きく変わりましたことについては気づいておりました。しかしながら、組合設立当初からの方針でありますごみの自区内処理の考えや、最終処分場が将来全く不要であるとはっきりと言い切れなかったことから、今まで計画変更に踏み切れなかった次第でございます。

○5番 寺岡まゆみ議員 経緯についてはわかりましたけれども、その間、組合議会の中での質問とかそういったことも、ちょっと調べてみましたら、取り上げられたこともなか

ったというふうに考えております。

このように大規模な施設の建設に関しては、今後は検討委員会とか、組合の職員の任期とか配置とか、それから組合の議会自体も含めて、やはりかかわる全ての機関があり方というものを見直していかなければいけないのではないかなという事は考えております。もっとやっぱりアンテナを張って、さまざまな情報というものを全国的に、また世界的な部分からもちろんと調査をしながら、検討委員会ではなくてはそういった意見が出せないとかではなくて、いろいろなところから、やはり疑問が出たときから調査し、変更という踏み切り方も出てこなくてはいけないのかなという事は指摘をさせていただきます。

次に、影響の面でお伺いしたいと思いますけれども、循環型社会の形成においては、埋め立てるのではなくて、資源化することによってこしたことはありませんけれども、まず経済面の点でお伺いしたいのですけれども、灰を民間委託して資源化することになりますと、コスト的には高くなるのではないのでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 現在、焼却灰につきましては、県外の民間処分場へ埋め立てをしております。この単価がトン当たり3万2000円でございます。民間委託により焼却灰の資源化を図っている周辺の自治体、秦野市伊勢原市環境衛生組合等を調べましたところ、資源化の方法や委託の距離によりますが、その単価はおおむねトン当たり3万5000円から5万円前後と聞き及んでおります。

○5番 寺岡まゆみ議員 現在、最終処分場を他県にお願いしておりますけれども、それに比べれば多少高くなるということなのですが、例えば最終処分場をつくって埋め立てる場合との比較を考えますと、その点はいかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 最終処分場と熔融施設の建設費、維持管理費等を考慮し、最終処分場の容量で割れば当然その単価が出てくるのでございますが、試算いたしますと、およそ11万6000円でございます。これは自前で

そういった施設をつくった場合の金額が11万6000円でございます。民間委託にした場合はトン当たり5万円ですので、民間委託により資源化を図ったほうが経済的であると言えます。

○5番 寺岡まゆみ議員 まず、施設の建設の取りやめということと、それから熔融した場合は燃料費がかかる、そういったことを考えて、現在の計画を変更した場合と、それから計画どおりの場合と、経済的な比較というのは、長期スパンで考えた場合に、いかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 現在の計画の熔融施設あり、最終処分場埋め立ての場合と、計画変更しました場合の熔融炉なし、最終処分場なしで焼却灰は民間委託で全量資源化を図った場合の20年間の費用を比較いたしました。計画変更すれば、現時点でございますが、およそ77億円程度の節約ができるとの試算結果が出ています。

○5番 寺岡まゆみ議員 10数年、本当でしたらもっと早く、中間処理施設も最終処分場もできていなくてはいけなかったわけですが、厚木市のほうで候補地の選定ができて、それによって熔融炉が不要、そして最終処分場についても、最終的にはまだ調整ですけれども、必要ないのではないかとということになりまして、財政的にも環境的にも、この計画の変更というのは、私としては望ましいことであるかなと考えます。

次に、その中間処理施設についてですけれども、国の災害廃棄物に対する方向転換という中で、敷地面積が3倍ほどになってくるということなのですから、この見直しによる影響ですが、まず敷地拡張にかかる用地費に関しては、負担割合というのがどうなっていくのか。また、これは組合で負担するという事によろしいのでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 負担でございますが、組合で負担することになります。財源につきましては、構成市町村の負担金で賄っております。現在、その負担割合については未定でございますので、今後、連絡調整会議、いろ

いろな会議の中で調整を図っていきたいと考えております。

○5番 寺岡まゆみ議員 当然地権者調整というのは厚木市が行っていくというふうに考えてよいと思いますけれども、そういった中で、もともと先ほどの管理者答弁の中でも三川の公園、そういったものをつくる予定地だったわけですね。それが、一時保管場所とはいっても目的が違うものになってくるわけですが、単純に、通常は使われていない土地という格好になります。緑地として整備していくというわけですが、どの程度の整備をしていくのかということと、それから、地元市民の皆様たちのご理解を得るのは本当に大変なのかなと思いますので、平時の利活用をどういうふうに計画されるのかお伺いします。

○三橋俊夫事務局長 組合といたしましては、緑地はごみ中間処理施設と一体的に、廃棄物処理施設の都市計画事業として整備いたします。緑地は原則は災害廃棄物一時保管場所としての扱いでございます。ただし日常的には保管場所として使用しませんので、厚木市等に使用貸借等をさせていただいて、厚木市が運営することは可能であると考えております。厚木市からは、地元住民の皆さんを初め3市町村の住民の方が自由に使用できる広場にしたいとの希望も聞いておりますが、まだ具体的な調整は行っていないところでございます。

それから、この3.8ヘクタールの緑地でございますが、例えばスポーツ施設とか、そういった形のお答えでもよろしいでしょうか。

○5番 寺岡まゆみ議員 はい。

○三橋俊夫事務局長 厚木市内に荻野運動公園の競技場がございます。こちらが約3.3ヘクタールでございます。今回の拡幅の部分とはほぼ同様の面積になりますので、同等の競技場が1つぐらい入るという考えも出てきております。ちなみに、サッカーコートに換算いたしますと、標準的な大きさでございますが、縦100メートル、横70メートルというようなコートが、およそですが、2面できるの

ではないかという試算が出ております。

最終的に緑地にどのようなものが設置できるかということですが、あくまでも中間処理施設と一体的に、都市計画事業として整備してまいります。設置につきましては、監督官庁であります神奈川県との都市計画事業の調整の中で決まることとなりますが、一義的にはやはり廃棄物処理施設に必要なものの設置が可能になると思われる次第でございます。

○5番 寺岡まゆみ議員 河川敷のスポーツ広場などと同じような形で、恐らく構造物とかそういったものはつくらないというような方向になってくるとは思いますけれども、サッカーコート2面ほどがとれるといった中では、地元、そしてまた清川村、愛川町の方たちのご意見もしっかりと伺いながら、本当にご理解いただき、利用していただけるようなものの整備をお願いしたいと思っております。

この件に関しまして、市民、そしてまた町民、村民の方たちに、どういった形で今後のスケジュールをお示ししていくのでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 この件につきましては、今年度、ごみ中間処理施設整備の基本計画を策定いたします。本年末には素案を策定しまして、年明けにパブリックコメントを実施する予定でございます。このパブリックコメント等につきましては、各構成市町村の広報等で事前に住民の皆様にお知らせする予定で、年内にそういった素案を作成し、パブリックコメントを実施する形をとりたいと思っております。

○5番 寺岡まゆみ議員 では、この件については最後になりますけれども、今後の中間処理施設の建設に関するスケジュールについてはいかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 今後の大まかな工程でございますが、今年度、ただいま申しましたように基本計画を策定いたします。来年度、基本設計とあわせて、アセス、環境影響評価や都市計画決定の手续に入りまして、その後

に実施設計、工事という流れになってまいります。具体的なスケジュールは、今年度策定いたします基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○5番 寺岡まゆみ議員 基本計画、そしてアセスがあって、都市計画決定を受けて、実施設計、工事となるわけですから、期間を考えますとかなりかかってしまうかなと思いますけれども、その点は本当にできる限り、地域住民の皆様の要望にかなう整備を進めていただきたいと思います。と思っています。

それから最後に、最終処分場についてですけれども、先ほど藤田議員からもご意見がございましたけれども、1点、保安林解除の申請はどうなったのでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 昨年度示されました計画変更の方針により、平成27年3月31日に取り下げの申請をしております。

○5番 寺岡まゆみ議員 この最終処分場に関しては、平成20年3月に広域化実施計画の建設予定額が18億2000万円という形で出たわけですね。そして今回、実施設計の概算工事費というのが平成27年3月には59億6000万円という形で出まして、余りにも幅が広いということで、積算が甘かったのではないかというふうにどうしても受けとめてしまうのですけれども、その辺の理由はいかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 この件につきまして、平成20年3月に厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画を策定いたしました。その際には建設場所を特定いたしませんで、計画にあります同規模の最終処分場を建設した場合という全国で平均的な額でございました。今回算出しましたのは、現在の候補地に最終処分場を建設した場合の実際の工事費の価格等が示されたものでございます。

○5番 寺岡まゆみ議員 当該地は最終処分場としては利用しないという決定にはなりましたが、他の利用という部分で考えていくのかどうかというのは、これからの連絡調整会議の中で決定されるというふうな先ほどのお答えでした。もともとそこにつくら

せていただくということで村の方たちにご理解をいただいたわけですから、その点でも本当に地域の方たちにご理解をいただけるような、そこにつくらなくなってしまったから何もしないということではなくて、その辺もあわせて今後よろしくお願ひしたいと思っています。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○小林常良管理者 寺岡議員のほうからのお話をいただきまして、ありがとうございます。

中間処理施設を事務局長から答弁させていただきましたけれども、面積が広く拡大するということではありますが、具体的なものとしてサッカー場2面とか陸上競技場とか、荻野と同規模ということで、これは面的な意味を言っております。決してサッカー場ができるとか競技場ができるとか、そういう話ではありません。その辺は例えの話としてわかりやすい表現で、多分事務局長が伝えたのだと思います。

何しろ一番大切なことは、この地区の地権者の皆さんの方々のご了解を得るという、今寺岡議員のほうからありましたけれども、そういう時期でありますので、この話が先行しますと、何だ、サッカー場をつくるのかというふうになりますので、目的は目的として、災害時の対応とあわせて、3市町村の方々が使っていただけるようなものを考えていこうと。

一方では、都市計画の事業ということになりますので、都市計画法の中で制約も出てくるということも事実でありますので、できるだけ地権者、地域の方々のご意向に沿えるような形として、日常使えるようなものを考えていくべきではないのかと考えておりますので、実を言いますと今、いろいろと地権者の方々へのアプローチもしている中でありますので、その辺についてはぜひ議員の皆さんにもご理解いただきたいと思います。

最終処分場の今後につきましては、これは特に清川村さんのほうで大変なご努力をいた

だき、先ほど藤田議員からも、村民、行政、議会を含めていろいろなご苦勞の中でここまで来たんだよと、そういう具体的な話も聞かせていただきました。そういう思いも受けとめさせていただきます。一方では、新たな時代を迎えている環境施設として、これからどういうものが必要なのかということとあわせて、今の状況ですと、災害を含めて何が起きかわからない環境下にありますので、そういうことも含めてあらゆる方向から物事を判断すべきと考えていきたいと思ひます。一方的にいいとか悪いとかということだけではなくて、いろいろな諸条件、環境面の中から方向性を生み出していくということでもありますので、この点についてはまず慎重に対応していくというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○沼田幸一議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分　休憩

午前10時59分　開議

○沼田幸一議長　再開いたします。石井芳隆議員。

○2番　石井芳隆議員　皆さん、こんにちは。石井芳隆でございます。久しぶりに質問をさせていただきますけれども、今回、2人の方からそれぞれ思ひが出ましたから、重複するところはなるべく避けていきたいと思ひながら、一般質問をさせていただきます。

厚木愛甲環境施設組合は、国の指針により平成15年12月に厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画が策定され、平成16年4月に設立され、現在に至っておるわけですが、実施に向けた計画が平成20年3月に策定されて、本年3月に大幅な見直しが提案されております。7年の間にさまざまな要因があつてのことだと思ひておりますが、この見直しについて、地域住民の方、また関係者にも大きなかわり合ひが出てきますので、この諸点について幾つか質問をさせていただきますと思ひております。

まず最初に、ごみの焼却処理方式の計画変更についてであります。平成20年に広域化実施計画の策定がされた2年後になるんでしょうか、平成22年12月に改定が行われております。そして最終的には平成32年の稼働を目標にさまざまな検討、そしてまた基本計画の委託事業等が進んできたと思ひしております。そういった中で、きょう現在までの間に計画変更された内容と経緯、そしてまた今後の進め方について、どのように展開をされていくのか、お伺ひをしたいと思います。

次に、最終処分場の施設整備計画についてであります。最終処分場の土地の取得並びに地元対策事業に関する覚書が、1市1町1村の首長と当組合の管理者の間で平成22年11月に取り交わされております。その翌月に、今度は施設組合の管理者と周辺整備等という委員会との間で基本協定が結ばれております。その後、さまざまな課題解消に向けて調整や申請等がされてこられたと聞き及んでおりますけれども、約4年半経過した中で組合の方針が変更となり、現在地での最終処分場の整備は中止するという決定が出されております。先ほどいろいろお話しもありましたけれども、この事業の見直しについての経緯と今後の考えについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、大規模災害に備えた施設整備の方針についてであります。今回提案されている中間処理施設整備及び周辺一体整備についての案が提出されております。この内容と今後の進め方についても説明をお願ひしたいと思います。

以上3項目について答弁をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小林常良管理者　ただいま石井芳隆議員から、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の見直しについて、ごみ焼却処理方式について、広域化実施計画策定時から今日までに計画変更された内容と経緯は、また、今後の進め方はとのお尋ねでございますが、先ほど寺岡議員にもお答えしましたとおり、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画において、ごみ中間処理施

設に設置することを計画しております。溶融施設につきましては設置を見合わせ、焼却灰は民間事業者の活用により全量資源化する計画変更の方針を本年3月の定例会において表明したところでございます。今後につきましては、この方針のもと、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改定作業を進めてまいります。

次に、最終処分場施設整備計画について、事業見直しについての経緯と今後の考えはとのお尋ねでございますが、清川村の現在の予定地における最終処分場整備は、平成25年度から平成26年度にかけて行いました実施設計の結果、多額の工事費がかかること、また、費用対効果が低い事業であることがわかりましたことから、当該予定地での整備を中止することを決定いたしました。今後の対応につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、組合の連絡調整会議で協議してまいります。

次に、ごみ中間処理施設について、大規模災害に備えた施設整備の方針について、拡張部分の整備内容と今後の進め方はとのお尋ねでございますが、拡張部分の整備の目的は、先ほど寺岡議員にもお答えしましたけれども、東日本大震災の経験から国が示した指針に従い、災害廃棄物一時保管場所を確保することにあります。組合といたしましても、大規模災害に備え、3市町村で必要な場所として位置づけ、積極的にごみ中間処理施設と一体的に整備してまいります。

なお、先ほどもお答えしましたとおり、これまでの経緯を踏まえて、日常的には地元の皆様に初め3市町村の住民の皆様がご自由にお使いいただける緑地として整備する予定です。今後につきましては、地元の皆様のご意見をお聞きしながら、整備を進めてまいります。

○2番 石井芳隆議員 ありがとうございます。それでは幾つか再質問をさせていただきます。

まず、ごみの焼却方式の変更についてはもう皆様理解をされたと思っておりますが、焼却灰を民間で全量再資源化という話がずっと

出ております。これは完全に民間で引き取るということが確約できるのでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 先ほどもお答えしておりますが、近隣市の現在の状況等、いろいろな調査を行っております。そういった中で、資源化することが今の時代の要請に合ったものとしてございますので、資源の循環性等も見ただ中で、こういったものに対しては十分対応できるものとして事務局では捉えております。

○2番 石井芳隆議員 ありがとうございます。

それで、循環型を広げるためにも民間で再資源化する形で、ただ、1社とかだと、要するに幾つかに分散させないとリスクが、どこか1カ所だめだったらだめということになるわけですね。これからいろいろ選定もあるでしょうし、どういう形のをどこへ持っていかという話もしなければいけないと思うのですが、こういうリスクを考えた形での委託先というのでしょうか、そういうことは今回考えていかれるのかということをお伺いします。

○三橋俊夫事務局長 ただいまのご質問でございますが、東日本大震災等の大きな災害が起こる世の中になってまいりましたので、日本全国には、そういった資源の再資源化に対応していただける事業者もございます。リスクを少しでも分散するために、委託する地域を複数持ちまして、また、複数の再資源化の方法を見ながら進めていきたいと思っております。基本的にはそれがもとでそういった対応ができなくなることがないように、一応承知をしているところでございます。

○2番 石井芳隆議員 焼却灰の中には不燃残渣というものも出てくると思うのですね。そういうものも、今答弁の中で複数と言われたもので解釈をしてよろしいでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 そういった不燃残渣につきましても、さらに資源化ができる状況になってきておりますので、資源化の方向性としては間違っていないと思っております。

○2番 石井芳隆議員 これは端的な話とし

て聞いてもらいたいのですが、そうすると最終処分場は要らないのではないですかという話に……。これは短絡的な考えですよ。私は、後ほどお話ししますが、最終処分場はどうしてもないといけない。いざといったときに一時的にでも処分しなければいけない、処理をしなければいけない部分が必ず何かの形で出る可能性は残っているわけですよ。全く100%再資源にできるという形ではない部分もあるかと思しますので、答弁の中でちょっと違う話が出れば、じゃ、最終処分場は要らないんだなという考えも持たれると困るなということでもちょっと今お話をしましたけれども、私は最終処分場は必要だと思っております。その辺をお伝えしておきたいと思えます。

それと、今回変更されますけれども、平成32年度竣工予定で計画されていますけれども、これに関しては大幅な見直しの中で変更はない、この予定どおり進んでいくという考えでよろしいのでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 先ほどもご答弁申しましたように、今後、基本計画をつくる中で、環境アセスや都市計画決定等の手続も入ってまいります。こういった仕事を一日でも早く進めるためには、先ほども申しましたように、地元の皆様に十分説明をさせていただいた中でないと仕事は進まないと理解しております。組合としては、こういった制限、いろいろな制約はございますが、こういったことを踏まえた中で、稼働に向けて十分努力していきたいと考えております。

○2番 石井芳隆議員 一応計画の中でそういう年度を決めていつているわけですから、地元に対してもそういう形で、変更になるようなことがないような形で、ご努力をお願いしたいなと思えます。

次に、施設の関連で1点だけお伺いしたいのですが、まず煙突についてであります。今、全国的に煙突の高さが59メートルが主流になっているようなデータが出ております。これは煙突の高さによっていろいろなものが拡散される、だから高ければ高いほどいいと

いうふうな考えのところもあるようだけれども、59メートルというのが全国的にも一番採用されている状況であります。これは理論的にとかいろいろなもので59メートルというが出てきていると思うのですが、実際に私たちのところに施設ができることになると、煙突が立っているだけで、ああ、あそこはごみ焼却場だと皆さん必ず思われるのですね。それがいい悪いは別として、そういうことが払拭できるような形で、極論で言うと煙突がない焼却場にできないかという考えもあるわけです。

例えば、やり方によるのでしょうかけれども、今、斎場は見えませんが、どういう形でしているかよくわかりませんが、ああいう形ができるできないは別としても、なるべく低く、そして焼却の場合はやり方によってどうしても大きな建屋が必要になってくるわけです。その建屋と同じような感じで、一体のものとして見られるような設計というか、そういうことができないのかなど。

これは前に私、議会で視察に行かせてもらったときに、ドイツにカールスルーエという市があるのです。240トンが3基あるところなのですけれども、それでも煙突が建屋と同じ高さで、煙突が余り見えない形のものをつくって、実際に稼働しているわけです。日本国内でもそういうことを検討しているところはインターネットで見ますと幾つかあります。ただ、それが実際に運用されているかどうかはわかりませんが、130トンが2基以上というところでも高さ20メートル以内でやっているところが何か所かありました。それは今の施設がちょっとわかりませんが、施設の建設に向けて、そういう考えを持っていただければという要望です。

というのは、1回建ててしまうと、施設は、どこかで建てかえをすとかいろいろない限り、そのまま続いていくわけです。その辺も、地元の人たちの思いもある程度考えながら、今、技術革新が相当進んでいます。冷却するためには煙突の長さはこれだけなければいけないよとか、いろいろなこと

があると思うのですけれども、それは技術革新が進んでいけばとか、今実際に地下へ潜らせてやっている部分もあるわけですね。そういうことを考えながら、こういう施設をこれから検討されていくわけですね、熔融炉もないという形で。その中にそういう検討もしていただきたいということをお願いしたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 ただいまの件でございますが、私どものほうでは、ごみ中間処理施設整備検討委員会を中断しておりましたが、9月半ば以降で再開する形をとっております。この検討委員会は、施設の配置等、それから今おっしゃったような内容についても協議する場でございます。当然地元の代表の方も入っていらっしゃいます。そういった方にも十分な説明をさせていただいて、検討委員会の中でより環境に優しい施設ができればという形で今後検討を重ねてまいりたいと思います。

○2番 石井芳隆議員 それでは次の最終処分場の施設整備計画に移りたいと思いますが、もういろいろお話があって、1点だけ伺いたいと思います。今、見直しをして、中止しながら違うことを考えていくことになるかと思いますが、先ほども言いましたように、最終処分場は何かあってもどこかには持っていないといけないわけですね。自区内処分ということが大前提として今言われているわけですから。その辺についての考えですね。

平成32年に中間処理施設ができてくる。平成28年度までに考えるということだったのですが、平成32年度までに処分場の建設に向けて検討されていかれるということは、首長さん同士の中でも、清川村がやって、愛川町がやっていくという覚書があるわけですね。そういった中で最終処分場はつくりたくないということにはなっていないと思うのですね。その辺で、平成32年度までにそういう方向性を出して、そういう整備もちゃんとしていくという形がとられていくのか、その辺についてのお考えをお願いしたいと思います。

○三橋俊夫事務局長 ただいまの件は、中間処理施設と最終処分場とが密接に結びつたご質問であると思っております。先ほど議員さんが言われましたように、最終処分場につきましては、この8月20日の全協でご説明いたしました点につきましては、現在の予定地におけます施設の整備は、費用対効果を見た中で、基本的には中止にするということでございます。平成15年に3市町村で合意しました合意書につきましては当組合としての骨格をなすものでありますので、こういったものについては十分堅持する形でございます。先ほど申しましたように、現在、うちのほうで行います実施計画の見直しの中、また、こういった重要な案件については常に組合の連絡調整会議の中で構成市町村の皆さんのご意見をお聞きしながら進めておるところでございますが、先ほど言われましたような趣旨を十分尊重いたしまして、今後もしろいろな会議の中で対応していきたいと考えております。

○2番 石井芳隆議員 よろしくお願ひしたいと思います。

次に、大規模災害に備えた施設整備の方針という形で、何点か伺いをしたいと思います。今予定されている土地、要するに新しく中間処理施設を建設しようとしている場所の隣に、災害時の広場をつくるというようなことで出ておりますけれども、この地域は両方とも農用地指定されているわけですね。これについて、都市計画決定されている中間処理施設の部分については多分適用されるのではないかなど。まだできているかどうかわかりませんが、一応こういう公共のものについては多分オーケーであると思うのですが、その隣の地域について、農用地解除というのができるのですか。その辺がわかれば教えていただきたい。

○三橋俊夫事務局長 ただいまの神奈川県との事前相談の状況でございますが、緑地を含めましてごみの中間処理と一体的に廃棄物処理施設の都市計画事業として進めるのであれば、神奈川県からは対応は可能と聞いております。来年度、農業振興地域整備計画の見直

しを行う中で、さらに検討してまいりたいと考えております。

○2番 石井芳隆議員 この場所が、住民にとっては、極端に言うと唐突という捉え方をされないでもないわけですね。地元からは、中間処理施設をつくるのであれば公園の計画を立ててくださいと、神奈川県とも一緒になって進めてもらいたいという願いをずっとしてきたわけでありまして。この場所にそういうものを持ってきたのは国の指針もあったというふうに思いますけれども、オーケーをもらってあの場所につくった場合は、どういうものを置くのでしょうか。要は何でもかんでもあそこへ持ってくるという考えなのか、ある一定のことで限定していく形がとられるのか、その辺の考えはどうなのでしょう。

○三橋俊夫事務局長 当該緑地につきましては、先ほどご答弁申しましたように、3市町村の災害廃棄物が持ち込まれることとなりますが、その内容は、各市町村で策定いたします災害廃棄物処理計画の中で詳しく決まってくると思います。まだ未着手でございますので想定しか言えませんが、3市町村で災害が起きた場合、拡張地の中に入り切らないような相当の廃棄物が出ると予想されております。金田の緑地に持ち込む災害廃棄物につきましては、基本的に可燃物を持ち込み、順次焼却するような形をとりたいと考えております。

○2番 石井芳隆議員 焼却施設が隣ですから、そういうことになってくるかなと思いますけれども、とにかく可燃物限定が基本だということは了解しました。検討委員会等でも話が出るかと思っておりますけれども、その辺についてもきちんとした形がとっていただけるようお願いしたいと思います。

次に、ここの場所についてであります。先ほどこの用地の買収等にかかってくる費用は各構成市町村で負担をしていくというお話を聞きましたけれども、この中で国とか県からの補助金は活用できるのですか。こういうものに対しての補助金というのはあるのでしょうか。

○三橋俊夫事務局長 国の循環型社会形成推進交付金は施設については交付されますが、拡張地の土地については交付の対象となりません。しかし、神奈川県からの市町村自治基盤強化総合補助金の対象になります。最大で1億5000万円まで受け取ることができる聞いております。

○2番 石井芳隆議員 この件ははっきり決まってからじゃないとできないと思いますけれども、一応進めていかなければいけない施設だろうと思いますから、ぜひその辺は考えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど管理者答弁の中で、地元の地権者の方の意向もちゃんと聞かなければいけないし、それをちゃんとやっていくようなお話だったと思うのです。地元の意向としては、要するに公園的な緑地を要望しておられると思うのです。ふだんときはそういう形で使っていけるよということですが、これについて、地権者の方たちにもちゃんとした話が進めていけるようにぜひお願いしたいと思うのです。

それともう1つは、先ほどの話の中で、この利活用について各市町村で素案のパブリックコメントを実施しながらというようなことを言われたのは、ここの部分で言われたのではないかなと私は解釈したのですが、このパブリックコメントを進めていかれるということですが、これは地元の意向がちゃんと決まってからやっていただくような形をとってもらわないと、先走った場合に、パブリックコメントで決まったからとか、そういう意見がありましたとか、ここの部分について話がどんどん先に先に行ってしまうと、地元としては非常に対応が難しい部分が出てくると思うのです。その辺について本当に十分留意して進めていただきたい。これはなくてはならない、3市町村全ての人たちが享受できる部分でもありますし、みんなが考えていかなければいけないことでありますけれども、一義的にはやっぱり地権者、地元ということがどうしても最初に出てこないといけないわけですね。その辺については私が言ったよう

な考えでもよろしいのかどうか、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○三橋俊夫事務局長 まず、地元の皆様へのご説明でございますが、今月、8月13日、金田地区環境保全委員会建設対策部会の会議に厚木市と一緒に同席させていただいて説明しております。こういった中で、会議の構成員といたしましては、地元対策部会長、自治会長、前自治会長、副自治会長等のご出席をいただいて、役員の方には説明をさせていただいております。今後、厚木市と一体となりまして、各地権者並びに関係者の方に十分説明することが大変重要であると考えております。

また、パブリックコメントの件でございますが、これは今年度進めております実施計画の見直しにつきまして、構成市町村の意見をお聞きして、最終的に実施計画の改定を進めるということでその機会をとるということでお知らせしたところでございますが、いずれにいたしましても、パブリックコメント等の機会を捉えなくてもこれからどんどん地元に入りましてご説明させていただく中で、いろいろご要望でできるものとできないものがございますが、そういったものを丁寧に説明させていただいて、対応していきたいと考えております。

○2番 石井芳隆議員 どうもありがとうございました。とにかく地元の皆さん、地権者の方に同意してもらわないことには進んでいけないわけですね。だからぜひ、大変でしょうけれども、一体となって進めていけるちゃんとした形をお願いしたいということをお話をさせてもらって、質問を終わらせていただきます。

○小林常良管理者 石井議員から地元への配慮というお言葉をいただきましたけれども、先ほど事務局長が申しましたように、都市計画決定をする事業であります。そういう意味では、都市計画法の絡みが出てくるという中では、この中間処理施設と緑地の部分を含めて、ある程度都市計画法の網はかかってくる

ものと思っています。

その中で、この施設でのパブリックコメントの時期については考えなくてはいけないと思っておりますので、石井議員がお話しのとおり、地元の意見をないがしろにして話をまとめるということはありません。また、まとめる手法についても、最終的にこの形でどうだろうというのがコンクリートされて初めてパブリックコメント、投げかけをさせていただくこととなりますので、時期については慎重に扱うべき内容だと理解しております。そんなことで進めていきたいと思っております。

○沼田幸一議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

○沼田幸一議長 日程6「報告第1号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費精算報告について」を議題といたします。

報告を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました報告第1号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費精算報告につきましては、平成26年度を最終年度として設定いたしましたごみ中間処理施設整備調査事業が完了し、継続費の精算が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○沼田幸一議長 質疑に入ります。――別になければ、本件はこれで終わります。

○沼田幸一議長 日程7「議案第5号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第5号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたとこ

ろ、別添の審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため提案するものでございます。

平成26年度の厚木愛甲環境施設組合会計の歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が1億3603万5326円、歳出決算額が1億3488万4836円で、歳入歳出差引額は115万490円となりました。

歳入では、構成市町村からの分担金及び負担金が歳入全体の53.8%を占め、次いで繰越金が31%などとなっております。

また、歳出でございますが、派遣職員給与費などの総務費が歳出全体の57.5%を占め、次いで衛生費が41.6%、議会費が0.9%となっております。

具体的な事業といたしましては、ごみ中間処理施設につきましては、学識経験者や構成市町村職員などから成るごみ中間処理施設整備検討委員会において、施設規模や焼却方式などの検討を行ったほか、施設整備基本計画の策定に向けて必要な資料の作成を行いました。また、最終処分場につきましては、実施設計を進める中で、詳細な設計図書を作成したほか、事業効果について検証を行いました。

以上、概要をご説明申し上げましたが、既に提出いたしております「歳入歳出決算事項別明細書」及び「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」のとおり、一定の成果を上げることができたものと考えております。

なお、監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも財源の効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○沼田幸一議長 質疑に入ります。なお、質疑の際はページをお示しく下さい。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第5号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり認定されました。

○沼田幸一議長 日程8「議案第6号 監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、釘丸久子議員を除却いたします。

(釘丸久子議員退席)

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第6号 監査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任させていただいておりました鈴木一之監査委員から退職したい旨の願い出があり、これを承認いたしましたことに伴いまして、後任の委員として、行政各般にわたり豊富な知識と経験をお持ちの釘丸久子議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組合規約第11条第2項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○沼田幸一議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第6号 監

査委員の選任について」は同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は同意することに決しました。

釘丸久子議員の除斥を解きます。

(釘丸久子議員復席)

ただいま監査委員選任の同意がありました釘丸久子議員からご挨拶があります。

○釘丸久子新監査委員 ただいま皆様方のご同意により、厚木愛甲環境施設組合の監査委員の選任をいただきました釘丸久子でございます。皆様のご同意、本当にありがとうございます。地方自治におけます監査の重要性は以前にも増して大きくなっていると認識しております。甚だ微力ではありますがけれども、全力をもって、この職務に取り組む所存です。

本組合につきましては、厚木市、愛川町、清川村の3市町村での一般廃棄物の共同処理を目指し、その実施主体として設置され、12年目を迎えました。今後、施設整備に向けた事業が進展する中、事務処理も複雑かつ多様化していくことから、より効率的な事業運営に努めることが求められています。また、あわせて監査の充実が重要な役割を担ってくるものと考えております。職務の遂行に当たりましては、公正かつ適正な立場から職務を全うする所存でありますので、皆様方におかれましては、温かいご指導とご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

○沼田幸一議長 前監査委員の鈴木一之議員からご挨拶があります。

○鈴木一之前監査委員 監査委員退任に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

昨年8月26日、議会の皆様方の同意をいただきまして監査委員になりました際に、職責を全うできるようこの席で誓い、1年間、監査業務に携わってまいりました。この間、伊

従代表監査委員と協力、協調しながら厳正に監査業務を執行できましたこと、これもひとえに皆様方のご理解とご協力によりますものと、心より感謝の意を申し上げる次第であります。

監査内容につきましては、特に大きな指摘事項もなく、今後とも適正かつ的確な事務処理と予算の執行に努めていただきたいと思います。次第であります。

最後になりますが、これからの厚木愛甲環境施設組合のますますの発展、本日ご臨席いただきました皆様方のご健勝をご祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。

本当に1年間ありがとうございました。

○沼田幸一議長 日程9「議員派遣について」を議題といたします。

本件につきましては、ごみ中間処理施設の整備・運営に関する調査のため、静岡県御殿場市の富士山エコパーク焼却センターに11月12日の1日、全議員を派遣することについて、会議規則第144条の規定により承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本件について、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○沼田幸一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって平成27年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

副議長	鳥	羽	清
議長	沼	田	幸一
議員	鈴	木	一之
同	小	林	敬子